

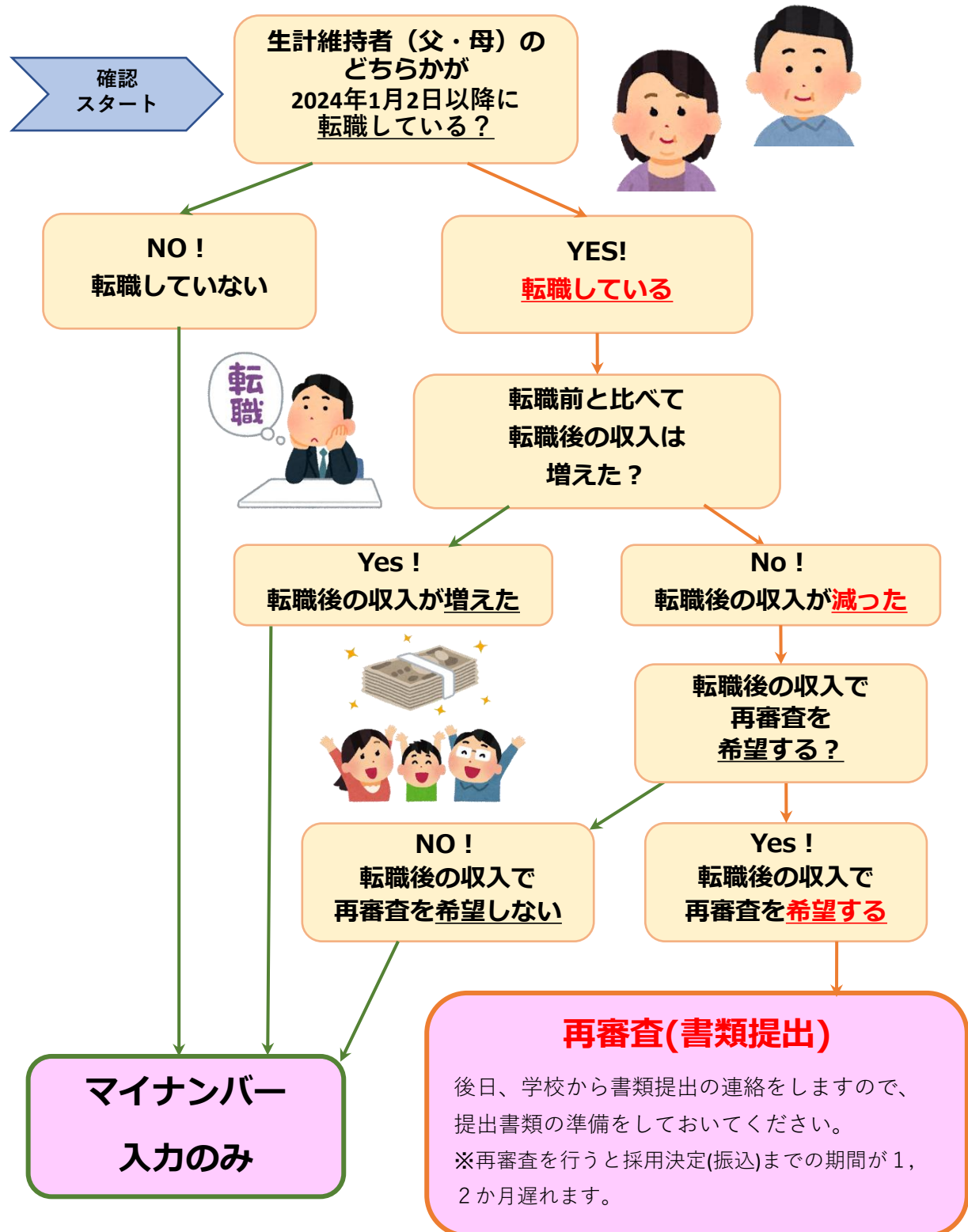
貸与奨学金を申し込む方へ

別紙①

生計維持者の転職に伴う家計基準再審査について

2024年1月2日以降に生計維持者に転職があって、転職後の収入が転職前よりも減っている場合には、マイナンバーでの家計基準審査後に転職後の収入額での再審査を申請時に申し出ることができます。

該当する方はスカラネット入力時に「再審査を希望します」と入力し、マイナンバーでの家計基準審査後に転職後の収入証明書類を学校へ提出することで再審査が行われます。該当するかどうかは下記のフローチャートで確認してください。



詳しくは裏面へ→

再審査を希望する場合は、、、

①スカラネット入力時

スカラネット入力画面「STEP7 ⑨あなたの家族情報」の2.(2)(e)、(3)(e)から下記のように入力してください。

(f) 生計維持者①は 2024年1月2日以降に転職しましたか。

※転職している場合でも、減収していない場合は、「いいえ」を選択してください。

①「はい」を選択します。

②「第一希望の貸与奨学金が不採用となる場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望します」を選択します。

「はい」を選択した場合も、マイナンバーで連携した情報（2024年1月～2024年12月の収入情報）にて審査を行います。ただし、選考結果によっては、書面による直近の給与明細等の提出により、再審査を希望することができます。次から選択してください。

第一希望の貸与奨学金が不採用となる場合、給与明細等を書面で提出し、再審査を希望します。

直近の給与明細等を書面で提出する審査を希望しません。

※なお、給付奨学金については、直近の給与明細等での審査は行いません。

再審査を希望しないことも可能です。その場合は、こちらを選択してください。

②書類提出時

学校から連絡をしますので「収入証明書提出用紙（仮）」を記入のうえ、書類を添付して提出してください。収入証明書提出用紙は大学から配布します

<給与収入の方の場合の添付書類>

直近の給与明細3か月分



+ 「収入証明書提出用紙」 記入

<事業所得の場合の添付書類>

直近の帳簿3か月分



+ 「収入証明書提出用紙」 記入